

(その1)

# 収支報告書

令和2年分  
開催分

(ふりがな) りっけんみんしゅとうさいたまけんだいいつくそうしよぶ

1 政治団体の名称 立憲民主党埼玉県第1区総支部

2 主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区北浦和3-6-11  
松本ビル2F

3 代表者の氏名 武正 公一

4 会計責任者の氏名 武正 智子

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

只津 裕子

(電話) 048-832-3887

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 武正 公一	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

告示用コード				
0	0	6	4	3
2				

団体コード				
1	0	0	7	3
9				

収受	入力	枚数	
97		20	9



資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	7,941,024
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	7,941,024
支 出 総 額	5,694,699
翌年への繰越額	2,246,325

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	855,000	✓
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1,635,000	✓
(ウ) 政治団体からの寄附	864,014	✓
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,354,014	✓
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,354,014	✓

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	立憲民主党本部	3,087,000	R2/10/8	東京都千代田区永田町1-11-1	
2	立憲民主党本部	1,500,000	R2/11/13	東京都千代田区永田町1-11-1	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
	合 計	4,587,000	/		

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	10	
	合 計	10	

11

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	三井 由美子	100,000	R2/9/28	さいたま市浦和区領家5-10-8	会社役員		
2	吉田 俊夫	100,000	R2/12/11	埼玉県戸田市本町1-23-1	会社役員		
3	遊馬 康宏	100,000	R2/12/5	さいたま市岩槻区大字笹久保2003	会社役員		
4	金田 幸二郎	100,000	R2/12/28	さいたま市浦和区東仲町24-20	無職		
5	新妻 則子	10,000	R2/12/7	さいたま市緑区原山2-33-8-308	主婦		
6	小林 照子	20,000	R2/9/28	さいたま市岩槻区西町1-7-22	主婦		
7	東 孝治	60,000	R2/10/16	東京都目黒区上目黒1-26-1-1406	会社役員		
8	東 裕子	60,000	R2/10/16	東京都目黒区上目黒1-26-1-1406	会社役員		
9	和久津 孝	20,000	R2/11/30	東京都板橋区加賀1-9-10-217	会社役員		
10	松本 利弘	5,000	R2/9/28	さいたま市浦和区領家1-14-7	自営業		
11	松本 利弘	5,000	R2/9/29	さいたま市浦和区領家1-14-7	自営業		
12	松本 利弘	5,000	R2/10/22	さいたま市浦和区領家1-14-7	自営業		
13	松本 利弘	5,000	R2/11/24	さいたま市浦和区領家1-14-7	自営業		
14	松本 利弘	5,000	R2/12/22	さいたま市浦和区領家1-14-7	自営業		
15	(小計)	25,000	/				
	この頁の小計	595,000	/				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
16	文野 晴彦	10,000	R2/9/28	埼玉県川口市川口6-1-46	自営業		
17	文野 晴彦	10,000	R2/10/15	埼玉県川口市川口6-1-46	自営業		
18	文野 晴彦	10,000	R2/11/13	埼玉県川口市川口6-1-46	自営業		
19	文野 晴彦	10,000	R2/12/15	埼玉県川口市川口6-1-46	自営業		
20	(小計)	40,000					
21	三井 靖徳	25,000	R2/9/30	さいたま市南区别所7-9-3	歯科医		
22	三井 靖徳	25,000	R2/10/30	さいたま市南区别所7-9-3	歯科医		
23	三井 靖徳	25,000	R2/11/30	さいたま市南区别所7-9-3	歯科医		
24	三井 靖徳	25,000	R2/12/30	さいたま市南区别所7-9-3	歯科医		
25	(小計)	100,000					
26	渡沼 敏夫	60,000	R2/9/30	さいたま市南区南本町1-14-5	歯科医		
27	大倉 浩	60,000	R2/9/28	さいたま市浦和区岸町7-12-4 モビル4F	弁護士		
	この頁の小計	260,000					
	その他の寄附						
	合 計	855,000					

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		2. 法人その他の団体	
	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	(株) 郷前	60,000	R2/9/28	さいたま市南区文蔵2-13-7-801	飯田 嘉翁		
2	浦和中央青果市場(株)	60,000	R2/11/25	さいたま市桜区桜田3-3-1	三橋 一公		
3	大塚電設(株)	60,000	R2/11/30	さいたま市浦和区岸町2-3-15	大塚 薫		
4	シン建工業(株)	120,000	R2/9/28	さいたま市南区鹿手袋3-23-30	北 清治		
5	埼玉トヨタ自動車(株)	60,000	R2/10/20	さいたま市中央区下落合6-1-18	嶋田 久仁彦		
6	斉藤工業(株)	60,000	R2/12/25	さいたま市浦和区北浦和3-6-5	斉藤 恵介		
7	中島建工(株)	15,000	R2/9/28	さいたま市浦和区領家5-12-20	中島 道宏		
8	中島建工(株)	15,000	R2/9/29	さいたま市浦和区領家5-12-20	中島 道宏		
9	中島建工(株)	15,000	R2/10/22	さいたま市浦和区領家5-12-20	中島 道宏		
10	中島建工(株)	15,000	R2/11/24	さいたま市浦和区領家5-12-20	中島 道宏		
11	中島建工(株)	15,000	R2/12/22	さいたま市浦和区領家5-12-20	中島 道宏		
12	(小計)	75,000					
13	(株)太陽商工	25,000	R2/9/28	さいたま市緑区上野田574-3	池田 由季子		
14	(株)太陽商工	25,000	R2/9/29	さいたま市緑区上野田574-3	池田 由季子		
15	(株)太陽商工	25,000	R2/10/22	さいたま市緑区上野田574-3	池田 由季子		
	この頁の小計	570,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		2. 法人その他の団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
16	(株)太陽商工	25,000	R2/11/24	さいたま市緑区上野田574-3	池田 由季子		
17	(株)太陽商工	25,000	R2/12/22	さいたま市緑区上野田574-3	池田 由季子	✓	
18	(小計)	125,000	✓				
19	(株)サンエイ	100,000	R2/9/28	さいたま市南区白幡5丁目16-8	新開 政清		
20	(株)サンエイ	100,000	R2/9/29	さいたま市南区白幡5丁目16-8	新開 政清		
21	(株)サンエイ	100,000	R2/10/22	さいたま市南区白幡5丁目16-8	新開 政清		
22	(株)サンエイ	100,000	R2/11/24	さいたま市南区白幡5丁目16-8	新開 政清		
23	(株)サンエイ	100,000	R2/12/22	さいたま市南区白幡5丁目16-8	新開 政清	✓	
24	(小計)	500,000	✓				
	この頁の小計	550,000	✓				
	その他の寄附	515,000	✓				
	合計	1,635,000	✓				



(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	都市政策研究会	64,014	R2/9/28	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	武正 公一		
2	都市政策研究会	500,000	R2/9/28	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	武正 公一		
3	都市政策研究会	300,000	R2/10/2	さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	武正 公一		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
その他の寄附		0	-				
合 計		864,014	-				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,681,015	/	(内政党交付金 2,681,015)
(2) 光 熱 水 費	0	/	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	248,863	/	
(4) 事 務 所 費	1,268,207	/	(内政党交付金 481,430)
小 計	4,198,085	/	0
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	63,504	/	(内政党交付金 27,304)
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	1,433,110	/	0 (内政党交付金 1,021,570)
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	1,433,110	/	(内政党交付金 1,021,570)
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	1,496,614	/	0
合 計	5,694,699	/	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	タイヤ代 /	17,578	R2/9/30	(有) アシスト	さいたま市緑区原山1-10-22 /	振込
2	プリンターインク代 /	43,095	R2/9/30	(株) ダンデライオンアスク ル事業部 /	奈良県奈良市大宮町6-7-3 /	
3	両面テープ代 /	10,029	R2/10/5	小箱屋 /	神奈川県川崎市高津区溝口6-2-3-102	
4	クリップボード代 /	22,205	R2/12/4	(株) つちや /	さいたま市緑区中尾3719 /	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	この頁の小計	92,907 /				
	その他の支出	155,956 /				
	合 計	248,863 /				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電話機設置工事一式	55,000	R2/10/19	ジー・エス・クオリア(株)	さいたま市大宮区高鼻町1-53-4高鼻町川鍋ビル3F	振込
2	電話機リース料	39,600	R2/11/24	ジー・エス・クオリア(株)	さいたま市大宮区高鼻町1-53-4高鼻町川鍋ビル3F	口座振替
3	電話機リース料	19,800	R2/12/22	ジー・エス・クオリア(株)	さいたま市大宮区高鼻町1-53-4高鼻町川鍋ビル3F	口座振替
4	家賃	160,000	R2/9/30	松本 利弘	さいたま市浦和区領家1-14-7	
5	家賃	160,000	R2/10/29	松本 利弘	さいたま市浦和区領家1-14-7	
6	家賃	160,000	R2/11/30	松本 利弘	さいたま市浦和区領家1-14-7	
7	家賃	160,000	R2/12/24	松本 利弘	さいたま市浦和区領家1-14-7	
8	自動車保険料	13,950	R2/9/28	日新火災海上保険(株)	さいたま市浦和区上木崎2-7-5	口座振替
9	自動車保険料	13,950	R2/10/26	日新火災海上保険(株)	さいたま市浦和区上木崎2-7-5	口座振替
10	自動車保険料	13,950	R2/11/26	日新火災海上保険(株)	さいたま市浦和区上木崎2-7-5	口座振替
11	自動車保険料	13,950	R2/12/27	日新火災海上保険(株)	さいたま市浦和区上木崎2-7-5	口座振替
12	アクリル板	19,008	R2/12/10	(株) ビバホーム	さいたま市浦和区上木崎1-13-1	
13	コピー機リース料	38,300	R2/9/30	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60	
14	コピー機リース料	18,900	R2/10/5	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60	口座振替
15	コピー機リース料	18,900	R2/10/5	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60	口座振替
	この頁の小計	905,308	/			

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	車輛リース料	20,000	R2/9/30	(株) サンエイ	さいたま市南区白幡5-16-8	振込
17	車輛リース料	20,000	R2/10/29	(株) サンエイ	さいたま市南区白幡5-16-8	振込
18	車輛リース料	20,000	R2/11/30	(株) サンエイ	さいたま市南区白幡5-16-8	振込
19	車輛リース料	20,000	R2/12/22	(株) サンエイ	さいたま市南区白幡5-16-8	振込
20	印刷機リース料	24,066	R2/10/5	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麴町5-1-1	口座振替
21	印刷機リース料	24,066	R2/11/4	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麴町5-1-1	口座振替
22	印刷機リース料	24,066	R2/12/3	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麴町5-1-1	口座振替
23						
	この頁の小計	152,198				
	その他の支出	210,701				
	合 計	1,268,207				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	36,200				
	合 計	36,200				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					大会費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	郵送代	16,884	R2/11/25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	会場費	10,420	R2/11/26	北浦和ターミナルビル(株)	さいたま市浦和区北浦和1-7-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	27,304				
	その他の支出	0				
	合 計	27,304				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ビラ印刷代	15,000	R2/10/2	(株) グラフィック竹田工場	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
2	ビラ印刷代	162,330	R2/10/12	(株) グラフィック竹田工場	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
3	ビラ印刷代	22,250	R2/10/12	(株) グラフィック竹田工場	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
4	ビラ印刷代	110,000	R2/10/19	(株) グラフィック竹田工場	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
5	ビラ印刷代	38,260	R2/11/2	(株) グラフィック竹田工場	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
6	ビラ印刷代	104,970	R2/11/9	(株) グラフィック竹田工場	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
7	ビラ印刷代	24,210	R2/11/17	(株) グラフィック竹田工場	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
8	ビラ印刷代	22,010	R2/11/30	(株) グラフィック竹田工場	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
9	ビラ印刷代	157,730	R2/12/10	(株) グラフィック竹田工場	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
10	ビラ印刷代	121,760	R2/12/30	(株) グラフィック竹田工場	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
11	ZOOMPro	33,000	R2/10/29	NECネットエスアイ (株)	東京都文京区後楽2-6-1	振込
12	ポスター印刷代	363,000	R2/11/30	アーモ印刷 (株)	さいたま市浦和区仲町1-13-8	
13	封筒印刷代	48,510	R2/11/30	アーモ印刷 (株)	さいたま市浦和区仲町1-13-8	
14	封筒印刷代	90,200	R2/12/24	アーモ印刷 (株)	さいたま市浦和区仲町1-13-8	
15	両面テープ代	44,880	R2/11/30	栄和商工 (株)	上尾市原市1331-4	振込
	この頁の小計	1,358,110				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
16	ポスターデザイン代	75,000	R2/12/24	辻野 淳晴	川越市大塚2-26-8	振込
17						
18						
	この頁の小計	75,000				
	その他の支出	0				
	合 計	1,433,110				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

## 添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 2月 4日

政治団体の名称

立憲民主党埼玉県第1区総支部

会計責任者の氏名

武正

智子



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

# 政治資金監査報告書

令和3年2月4日

立憲民主党埼玉県第1区総支部

代表 武正 公一殿

登録政治資金監査人 吉野康幸

登録番号 第 2852 号

研修修了年月日 平成21年10月15日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党埼玉県第1区総支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、立憲民主党埼玉県第1区総支部の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

立憲民主党埼玉県第1区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党埼玉県第1区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上